

平成 27 年

第 1 回市議会定例会 議案第 48 号

函館市介護保険条例の一部改正について

函館市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市介護保険条例の一部を改正する条例

函館市介護保険条例（平成 12 年函館市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条各号列記以外の部分中「平成 24 年度から平成 26 年度」を「平成 27 年度から平成 29 年度」に改め、同条第 1 号中「30, 120 円」を「31, 800 円」に改め、同条第 2 号中「30, 120 円」を「47, 700 円」に改め、同条第 3 号中「45, 180 円」を「47, 700 円」に改め、同条第 6 号中「第 38 条第 1 項第 6 号」を「第 38 条第 1 項第 9 号」に、「90, 360 円」を「108, 120 円」に改め、同号を同条第 9 号とし、同条第 5 号中「第 38 条第 1 項第 5 号」を「第 38 条第 1 項第 6 号」に、「75, 300 円」を「76, 320 円」に改め、同号を同条第 6 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(7) 政令第 38 条第 1 項第 7 号に掲げる者 82, 680 円

(8) 政令第 38 条第 1 項第 8 号に掲げる者 95, 400 円

第 4 条第 4 号中「第 38 条第 1 項第 4 号」を「第 38 条第 1 項第 5 号」に、「60, 240 円」を「63, 600 円」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 政令第 38 条第 1 項第 4 号に掲げる者 57, 240 円

第 6 条第 3 項中「およびハ」を「もしくはニ」に、「または第 5 号口」を「, 第 5 号口, 第 6 号口, 第 7 号口または第 8 号口」に、「第 5 号まで」を「第 8 号まで」に改める。

附則第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する経過措置)

第3条の2 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防および生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に行わず、同年4月1日から行うものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条および第6条第3項の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

平成27年度から平成29年度までの保険料率を定め、介護保険法施行令の一部改正に伴い保険料率の算定に係る第1号被保険者の区分を改め、および介護保険法の一部改正に伴う介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する経過措置を定めることとするため